

令和7年（ネオ）第127号 損害賠償請求（国家賠償請求）上告事件
上告人 江口 大和
被上告人 国

上告理由書（4）

一人格権に関する憲法13条及び31条の解釈の誤り一

令和7年4月21日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑



目次

第1	人格権侵害に関する原判決の憲法13条及び31条の解釈の誤り	3
第2	取調べ中の江口氏の行動についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り .	3
1	一審判決及び原判決が認定した川村検察官の発言	3
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断	3
第3	取調べ状況報告書への署名及び指印についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り	5
1	原判決が認定した川村検察官の発言	5
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断	6
第4	黙秘についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り	7
1	原判決が認定した川村検察官の発言	7
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った評価	7
第5	人格権侵害の有無について個々の発言の評価に終始し、取調べ全体から判断する視点を欠いていること	8
第6	捜査の必要性を理由とする憲法上の権利の侵害は許されないこと	9
第7	結語	10

第1 人格権侵害に関する原判決の憲法13条及び31条の解釈の誤り

原判決は、人格権侵害の有無を判断するにあたって、被疑者は取調べの客体として、水を飲むこともトイレに行くことも本来的に許されない服従的立場にあるといった理解を前提とした。このような原判決の態度は犯罪の嫌疑を受けている被疑者は、捜査の客体ではなく刑事手続の当事者であり、捜査機関による捜査は、刑事手続の一方当事者としての活動に過ぎない（弾劾的捜査観）という現行憲法がよって立つ立場と明らかに異なるものである。その意味で、憲法31条についての解釈の誤りがある。

このように被疑者の立場に関する憲法解釈を誤った結果、原判決は、憲法13条によって被疑者に当然に保障されている人格権の解釈を誤っている。原判決の判断は、被疑者が個人として尊重されるべきとする憲法13条と到底相容れない。

以下、原判決の誤りを、原判決によって認定された検察官の発言とそれに対する原判決の評価を検証しながら具体的に述べていく。

第2 取調べ中の江口氏の行動についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 一審判決及び原判決が認定した川村検察官の発言

一審判決及び原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①a（一審判決14頁）】

原告が、川村検察官に対し、居室に戻って水を飲みたいと申し出たところ、川村検察官は、取調べ中であるから我慢すべきであると述べ、居室に戻ることを認めなかった。（争いのない事実）

【③b（一審判決15～16頁）】

「トイレに行きます。」

「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ。」

「事前に行つといってもらえるかな、トイレ。毎回言ってるでしょ。そんなに長くまだ調べやってないんだから。取調べの妨害になりますよ。トイレ行つといってくださいよ、事前に。当たり前の話でしょ。拘置所の人にも迷惑かかるんだよね。弁護士なんだから。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断

以上の川村検察官の発言について、原判決は、

「取調べの中断を伴う事態が生じないよう帰室を制限したり、事前に準備しておくよう求めたりしたものであって、その頻度や態様に加え、控訴人に対する本件取調べ時間を考慮すると、川村検察官の上記言動が控訴人に捜査機関に対する服従を求めるものとはいえない」

と判断した（原判決13頁）。

しかし、犯罪の嫌疑を受けている被疑者は、捜査の客体ではなく刑事手続の当事者である。捜査機関による捜査は、刑事手続の一方当事者としての活動に過ぎず（弾劾的捜査観）、捜査機関と被疑者はそれぞれが独立に準備を行うべき主体であって、逮捕・勾留は、将来の公判に向けた出頭確保及び罪証隠滅防止のために許容され得るものにすぎない。被疑者に自らが望むタイミングで水を飲んだりトイレに行ったりする自由が認められるべきはあまりに当然のことであり、その自由を尊重しないのは人間としての尊厳を損なう言動である。このことは捜査機関と被疑者の立場を入れ替えれば容易に理解できる。すなわち、取調べの場において捜査官が水を飲んだり、トイレで中座をすることについて、被疑者にこれを制限される謂れがないことは誰でも容易に想像できる。そうであるならば、被疑者もまた、水を飲んだり、トイレで中座をするということについて捜査官に制限される謂れなどないはずである。

川村検察官の発言は、水を飲んだりトイレに行ったりすることに自らの許可を得るよう強制するものであり、被疑者を刑事手続における当事者としてではなく、取調べの客体として見ているだけではなく、人としての尊厳も損なうものであり、まさに人格権を侵害する言動である。特に、「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ。」との発言は、江口氏に自らに対して「行きたいので許可して下さい」という伺いを立てる服従的態度をとるよう求めるものであり、現行憲法が前提としている刑事手続における被疑者の立場、人格権保障と全く相容れない。繰り返しになるが、捜査機関による捜査は、刑事手続の一方当事者としての活動に過ぎず、捜査機関と被疑者はそれぞれが対等・独立に準備を行うべき主体なのである。被疑者が捜査官がトイレで取調べを中断しようとしている場面において、「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ」と述べることもあり得ないならば、その逆もしかりである。川村検察官の江口氏に対する態度は、現行憲法以前における捜査官と被疑者との関係を彷彿とさせるものであって、およそ許容される余地はない。

原判決は、「その頻度」や「取調べ時間」に言及しており、その趣旨は「こんなに頻繁にトイレに行く必要はないはずだ」ということなのかもしれない。

しかし、日常のリラックスした状態とは異なり、緊張を強いられた状態では頻繁に予期せずトイレに行きたくなるのは常識的な経験則である。裁判官は、緊張している証人が証人尋問の最中に「トイレに行きます」と言ったときに、「行きますじゃなくて、行きたいです」と言うのだろうか。「トイレ行っといってくださいよ、事前に。当たり前の話でしょ。」と言うのだろうか。裁判官が証人にそのような非礼な言動をとることはないけれども、検察官が被疑者にそのような言動をとることは許されるという判断は、その背景に、「被疑者はそれぐらい言われてもいい立場の人物たちだ」という原審裁判官らの考え方が見て取れる。まさに被疑者の人格権を一顧だにしない判断である。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第3 取調べ状況報告書への署名及び指印についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 原判決が認定した川村検察官の発言

原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①d（一審判決14頁、一審判決では①cと表記）】

「署名してください。皆さん署名してるんです。なぜ弁護士であるあなたができない。内容に間違いがあるなら言ってください。同一性確認できないじゃないの。なぜそんなこともできない。弁護士だろ。ルール守ってくださいよ。」

「おかしいでしょう。あなたの言ってることは。」

【②c（原判決15頁）】

「皆さんにしてもらってるんですよね。で、このルールに、そんなに瑕疵があるとは思えないんですよね。（略）なんでルール守れないの。そういうところなんじゃないの。」

「ただのルール守りたくないわがままな自己満足な人にしか目に映りませんよ、そんなの。」

「そういうところも含めて悔い改めないで再犯しますよ、あなた、何らかの形で。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断

刑訴法その他の法律上、取調べ状況報告書に署名及び指印をしなければならないなどという「ルール」はない。黙秘権は、口頭での情報伝達のみならず、あらゆる表現・叙述方法での情報伝達をしないことを保障する権利であるから、捜査機関の求める書面への署名や指印を強制されないことも、黙秘権保障の当然の帰結である。刑訴法198条5項但書が供述調書への署名押印拒絶権を確認しているのも、黙秘権保障に照らした当然のことを確認したものである。

取調べ状況報告書に署名及び指印をすべき「ルール」があるかのような川村検察官の発言は虚偽であるし、任意である署名及び指印をしないことを根拠に「再犯しますよ、あなた」などと決めつける発言は極めて悪質である。

ところが、原判決は、

「取調べ状況報告書に対する署名、指印が控訴人に何らかの不利益をもたらすとは考え難いことから、川村検察官が控訴人の対応に合理性がないことを指摘し、その結果再犯可能性に言及するものといえ、その具体的言辞が穏当さを欠いていることを考慮しても、同行為が社会的相当性を欠くとまでは評価できず、控訴人の人格権を侵害しているとはいえない」

などと判断した（原判決13頁）。

しかし、「何らかの不利益をもたらすとは考え難い」事柄については黙秘権行使に対して「穏当さを欠いている」説得をしても許されるという発想は、黙秘権の意義を全く理解しないものである。黙秘権は、自己防衛本能ともいえるべき生物の本質に根ざした権利である（甲14〔浏野論文〕189頁）。すなわち、刑事手続において供述をする行為は、自らの死や拘禁という自己に対する重大な不利益への直結を意味する。自らの生命や自由による重大な不利益が及ぶような行為を自らが行うことを生物が本能的に回避するのはごく自然なことである。自らを破壊するような行動をするように迫ることは人間の尊厳を踏みにじることになる。ここに黙秘権を保障する必要がある。このような黙秘権の意義に照らせば、取調べにおいてはあらゆる事柄について黙秘権行使が尊重されるべきは当然であり、第三者が事後的に見て「何らかの不利益をもたらすとは考え難い」からといって黙秘権を後退させるようなことは許されない。

取調べに係る外形的事実についての確認に応じないことは黙秘権保障に照らして何ら問題のないことであり、それを「わがまま」や「自己満足」な

どと罵倒し、さらには「再犯しますよ、あなた」などと侮辱することは、黙秘権の趣旨に照らして人格権保障と全く相容れない発言である。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第4 黙秘についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 原判決が認定した川村検察官の発言

原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①b（原判決14頁）】

「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争いますと、(略)、私から言わせればね、虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。奥さんとか子どもさんにも迷惑かかるんですよ。」

【③a（原判決15頁）】

「普通はそしたら遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと。で事情についてはこれこれこうですと、すいませんでしたってね、いうのがあたりまえなのに、いや黙秘ですと。そりやいかるでしょう、何なんだってそれはって、弁護士じゃないのかってなんで説明しないんだって。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った評価

以上の発言に関して、原判決は、

「控訴人が事実無根である旨否認した上で黙秘していることについて、控訴人の親族に迷惑がかかることや、関連する事件の遺族らの心情を控訴人に伝え、真実を供述するよう説得するものといえ、社会的相当性を欠くものということとはできない」

などと判断した（原判決13頁）。

しかし、前述したとおり、黙秘権は人間の尊厳に照らして保障されたものである。その行使が誰かの迷惑になるなどという発言は、憲法上の権利の尊重と真っ向から反する言動であって、公権力行使の場面においておよそ許容される余地はない。

そもそも、原判決は、一審判決による「黙秘を続ければ真相解明等に時間を要し、原告の家族の負担を増加させる結果にもなる」（一審判決 22 頁）との指摘を是認しているが、その前提からして誤っている。

江口氏は、逮捕される前には被疑事実を否認して無実である旨の供述をしていた（甲 5〔江口氏陳述書〕 1 頁）。川村検察官はその供述が「虚偽の弁解」であると決めつけた上で、「虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に」と述べ、さらには「遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと…すいませんでした」と供述すべきと述べている。すなわち、川村検察官は、江口氏に対して、単に黙秘せずに供述するよう求めているのではなく、捜査機関の見立てに沿った供述をするよう求めているのであって、これはすなわち自白の強要である。最高検察庁ウェブサイトにおいて公表されている「検察の理念」（<https://www.kensatsu.go.jp/content/001320631.pdf>）ですら、「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け」るべきとしているのに、江口氏の供述を「虚偽の弁解」と決めつけて自白を強要する発言がどうして「社会的相当性を欠くもの」ということはできない」ことになるのか、原判決の論理は不明というほかない。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第 5 人格権侵害の有無について個々の発言の評価に終始し、取調べ全体から判断する視点を欠いていること

川村検察官の江口氏への取調べは 22 日間にわたり 56 時間以上にわたる時間続けられた。一貫して黙秘権を行使する江口氏に対する川村検事の言動は、個々の発言のみならず、全体としてみたときに、江口氏に対して重い精神的苦痛を与えるものであったことは明らかである。しかもこのような苦痛は蓄積するものである。22 日間、56 時間以上にわたって検察官からこ

のような取調べを受けさせられることは、もはや「拷問」¹²と評価できるものというべきである。

このようなこの取調べ全体の違法性、残虐性、非人道性を顧みれば、上記で検討した川村検察官の各言動は当然に江口氏の人格権を侵害したもののとの評価になる。

ところが原判決は、取調べ全体の違法性、残虐性、非人道性といった視点から検討をすることなく、個々の発言のみを切り取って評価をしている点で誤りである。

第6 捜査の必要性を理由とする憲法上の権利の侵害は許されないこと

以上のとおり、検察官による一連の発言は明らかに江口氏の人格権を侵害するものであり、原判決の判断は誤っている。

原判決は、「事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べ時点における証拠関係」などを踏まえて「社会通念上相当」かとの見地から結論を導いた。しかし、上告理由書（1）に述べたとおり、適正手続の保障の下、捜査の必要性は被疑者の憲法上の権利を侵害しない限度で達せられなければならない、捜査の必要性は被疑者の人格権を侵害する理由になり得ない。検察官が江口氏の人格権を侵害する発言をした以上、総合考慮によることなく端的に憲法上の人権が侵害された旨の判断が示されるべきである。

¹ いわゆる拷問禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）では、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、（…）本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として（…）、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により（…）行われるものをいう。

² 拷問禁止条約16条1項は「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」についても締約国に防止義務を定めており、川村検察官がした行為は少なくともこの「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」であることは明らかである。

第7 結語

本件は、初めて民事訴訟で取調べの録音・録画記録媒体が取り調べられ、初めて取調べの実態が公開法廷で明らかになった事案である。

裁判所が違法性を否定した取調べ手法については、全国の捜査官が裁判所のお墨付きを得たものとして、今後も繰り返し同様の取調べを行う事態を招いてしまう。黙秘権、弁護人依頼権及び人格権を侵害する取調べにお墨付きを与えることが決してないよう、あらためて憲法及び刑事訴訟法の基本原則に忠実な判断を切に求める。

以上